

令和6年度 第1回 あま市空家等対策協議会 議事要旨

会 議 の 名 称	令和6年度 第1回 あま市空家等対策協議会
開 催 日 時	令和7年3月26日（水）午後3時～午後3時35分
開 催 場 所	あま市役所 2階 D会議室
報 告 事 項	(1) 空家対策の取組みについて (2) 管理不全空家等について
会 議 資 料	【資料 1】空家等対策の取組みについて 【資料2－1】管理不全空家等について 【資料2－2】管理不全空家等に該当する可能性がある建物
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
出 席 委 員	あま市長：村上 浩司 司法書士：中村 和雄 宅地建物取引士：宮崎 豊 宅地建物取引士：渡邊 健太郎 土地家屋調査士：樹神 朗 建築士：杉本 茂 あま市議会建設産業委員長：佐藤 貞夫 あま市商工会副会長：加藤 伸也 あま市民生委員児童委員協議会会長：井村 なを子 津島警察署生活安全課長：廣 潤一（代理 水野係長） 海部東部消防組合予防課長：中村 慎吾
欠 席 委 員	2人
傍 聴 人 の 数	0人
事 務 局	野村都市計画課長、 山田主幹、後藤課長補佐、大鹿主査、長井主任

【会議の経過】

1 あいさつ

2 報告事項

(1) 空家対策の取組みについて【資料 1】

- ・ 事務局より資料に基づき説明を行う。

(質疑応答)

なし

(2) 管理不全空家等について【資料 2－1、2－2】

- ・ 事務局より資料に基づき説明を行う。

(質疑応答)

委 員：指導と勧告の違いは。

事務局：指導は、例えば草木が繁茂しているようであれば適切に管理するようにお願いしていくことで、勧告は期限を定め、いついつまでに処置してくださいと命令するものとなります。

委 員：勧告の是正期限を過ぎてしまうと、住宅用地特例が解除されてしまうというペナルティがあるという理解でよいか。

事務局：勧告した時点で住宅用地特例が解除されてしまいますので、指導の段階で改善されることが望ましいと考えております。

3 その他

(質疑応答)

委 員：空家を解体しなさいと指導があったときに、費用がいくらかかるか早い段階で知ることができれば検討も早まると思うが、業者から見積もりを取ることにはなかなかハードルが高い。インターネットで気軽に解体費用がわかる(株)クラッソーネが提供しているサービスがある。調べたら、全国 110 の自治体で連携をしている。愛知県では蒲郡市、大府市、安城市が連携をしているが、あま市でも検討されてはいかがですか。

事務局：自治体が(株)クラッソーネと連携し、そのサービスを活用した公民連携による空家対策を推進する事例について承知しております。(株)クラッソーネとの協定締結により、独自のウェブシステムを空家所有者へ提供し、気軽に空家解体費用を見積もることが出来るというものです。蒲郡市、大府市、安城市のほかにも西尾市、碧南市、南知多町でも実施されており、あま市でも以前から注目しており、実施団体での実績などを参考に検討を進めているところです。

市 長：民間企業のサービスではありますが、(株)クラッソーネと自治体の連携による取り組みは、国土交通省においても第 34 回「住生活月間」功労者として「住

宅局長表彰」をされており効果があるものと認識しております。空家対策を進めるためにも前向きに検討を進めて行きたいと思います。

以 上